

## 後期高齢者医療保険料のお知らせ

問い合わせ 市民課国保年金係 ☎内線3132

### 保険料決定額通知書の送付

保険料決定額通知書を8月中旬に発送します。後期高齢者医療保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて決まる「所得割額」の合計となり、個人単位で計算されます。

本年度の均等割額は4万3600円、所得割率は8・6%で1人当たりの上限額は62万円です（所得の少ない人は保険料が軽減されます）。

決定した保険料から、仮徴収で納めた額を差し引いた残りを納めていただきます。

※徴収方法により本徴収の期別が異なります（別表1）

### 軽減割合の変更

基礎控除後の総所得金額などが58万円以下の人の所得割額は特例的に2割軽減されていましたが、所得割額の軽減は昨年度をもって廃止となりました。

現在、特別徴収（年金天引き）の人は、金融機関への口座振替申請と、市へ特別徴収の中止申請をすることで、納付方法を特別徴収から口座振替へ変更できます。

また、普通徴収（納付書で納付、または口座振替）の人（特別徴収の中止申請を済ませた人を除く）も、次の①から③の全てに該当する場合は、自動的に特別徴収に切り替わります。

①介護保険料が年金から天引きされている  
②介護保険料が天引きされている年金の受給額が、年額18万円以上  
③介護保険料額と後期高齢者医療保険料額の合計が、②の年金額の2分の1以下

※特別徴収を希望しない人は、口座振替申請と特別徴収の中止申請をしてください

均等割額は、特例的に7割軽減されていましたが、本年度は5割軽減となります。

### 納付方法の変更

現在、特別徴収（年金天引き）の人は、金融機関への口座振替申請と、市へ特別徴収の中止申請をすることで、納付方法を特別徴収から口座振替へ変更できます。

申請に必要なもの  
・口座振替申請  
・通帳  
・通帳の届け出印  
・特別徴収中止申請  
・後期高齢者医療被保険者証  
・印鑑

※口座振替に変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替により支払った人に適用されます

別表1 仮徴収と本徴収

徴収方法 期別	普通徴収 (納付書納付または口座振替)		特別徴収 (年金からの天引き)	
	1期(4月)	仮徴収	前年度の年額を6で割った金額	仮徴収
2期(6月)	本徴収	(決定した年額-仮徴収額)を4で割った金額	仮徴収	(決定した年額-仮徴収額)を3で割った金額
3期(8月)				
4期(10月)				
5期(12月)				
6期(2月)				

## 農業委員会からののお知らせ

問い合わせ 農業委員会事務局 ☎内線3240

### 農地利用状況調査

農業委員会では、農地法の規定に基づき、市内全域の農地について、農地利用状況調査を実施します。この調査は、遊休農地の把握と発生防止・解消、違反転用の発生防止などについて取り組むためのものです。

調査の際には、農地の中に立ち入ることもありますので、ご理解とご協力をお願いします。

### 農地の適正管理

農地は、一度耕作をやめて数年たてば原型が分からないほど荒れてしまい、耕作できる状態に戻すのに大変な労力と費用がかかります。

また、雑草が生い茂り病虫害の温床となり、近隣農地の農業振興や周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼすなど大変迷惑がかかります。

### 農地法の手続き

農地法とは、農地とその耕作者の権利保護や食料の安定供給を目的に、農地を農地以外のものにすることを規制して農地の効率的な利用を図るための法律です。

農地の権利移転や農地を農地以外（宅地など）の用途に使用するためには法律に基づいた手続きが必要です。手続きをせずに行った場合は、法律で罰せられます。

農地法の申請手続きには、いろいろな要件が関わってくるため、事前に農業委員会事務局、または地元の農業委員、推進委員にご相談ください。

### 許可の解説

**第3条許可** 農地を農地として使用するために権利設定や移転を行うとき

**第4条許可** 自分の農地を自分で農地以外に使用するとき

**第5条許可** 農地の所有者以外の方が、農地以外に使用するために権利設定や移転を行うとき

## ～環境課からのお知らせ～ 夏場のごみの出し方について

問い合わせ 環境課廃棄物係(東原庁舎内) ☎内線77373

### 生ごみの減量化にご協力を!

夏場のごみは水分量が多くなります。一人一人が生ごみの水切りをすることで、大幅な減量化につながります。さらに、悪臭や腐敗が軽減され、ごみステーションでのカラスや猫の被害も抑え、ごみの焼却にかかるコストを削減することができます。

また、市環境保健協議会では、EMボカシや生ごみ処理機を使って生ごみを堆肥化、減量化することを推進しており、これらの購入費の助成を行っています。

大切なのは、生ごみを出さないようにすることです。必要以上の物を買わない、最後まで無駄なく使い切る、食べ残さないなど、ごみの減量化にご協力ください。

### 庭の草、枝木の出し方

庭の草むしりや庭木の剪定により出た雑草および枝木を、ごみステーションへ出すときは必ず燃やせるごみの袋に入れてください。

なお、多量になる場合は、直接、清掃工場へ搬入してください。(有料)



## 消費生活の窓

### 電力の小売り全面自由化に伴う契約先変更は慎重に!

平成28年4月1日より、電力小売りの全面自由化が始まり、多様な業種や業態の事業者の中から契約先を選択できるようになりました。このことに伴い、消費生活センターへの相談が多数寄せられています。

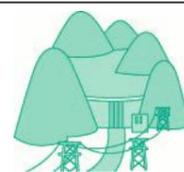
#### <アドバイス>契約先変更を検討する時は…

- 「料金が安くなる」「ポイントで還元される」などと勧誘された場合には、次のことについて契約内容をよく確認しましょう。どのような条件で安くなるのか/電力以外の商品やサービス契約とのセット料金や値引きになっているか/契約期間が長期なものになっていないか/解約時に違約金が発生しないか
  - 消費者自ら電力小売り自由化の情報を収集し、「料金が必ず安くなる」といった勧誘トークに気を付けましょう
  - 小売り電気事業者は登録制になっていますので、経済産業大臣の登録を受けた事業者が確認しましょう
- ※経済産業省資源エネルギー庁ホームページ「登録小売電気事業者一覧」



★電気の小売り供給契約を締結するに当たり、分からないことがあれば、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口(☎03-3501-5725)に相談できます

★訪問販売・電話勧誘販売で申し込みをした場合は、契約書面を受領した日から8日以内であれば、クーリング・オフできる場合もありますので、消費生活センターにご相談ください



問い合わせ 消費生活センター(東原庁舎内) ☎201500、ファクス ☎201501へ  
【相談時間】土・日曜日、祝日を除く、午前9時から正午までと午後1時から4時まで